

長 号 外
令和 4年 3月16日

県内各サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について (再周知)

先般お知らせしました標記補助金について、その交付要件に、**令和4年2月分から賃上げを実施するとともに、賃上げを行った場合の賃金改善開始の報告書(別紙)を県に提出する必要があります(報告書の提出がないと、補助金の交付は受けられません)。**

補助金の交付を希望される場合は、**報告書の提出期限は下記のとおり**となりますので、**ご注意ください**ますようお願いいたします。

本通知が報告書提出と行き違いとなった場合はご容赦願います。

記

1. 報告方法 **別紙報告様式を郵送により提出**
提出先：〒640-8585
和歌山市小松原通1-1 介護サービス指導室あて
2. 報告期限 **令和4年3月から、2月分を含む賃上げを行った場合
令和4年3月31日(木)までに提出**
3. 問い合わせ先 **厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター**
TEL：03-6812-7835 (受付時間：平日9:30~17:30)
4. 補助金の概要 **きのくに介護deネットに補助金の概要や国によるQ&A等を掲載
しています。**

「きのくに介護deネット」で検索
→同ホームページ中「!注目情報」の
「1. 介護職員処遇改善支援補助金」をご確認ください

長寿社会課介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

法人名： _____

代表者名： _____

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善の開始について、以下のとおり、報告いたします。

①対象サービス事業所であることの申出 ※該当する場合はチェックを入れること

- 令和4年2月サービス提供分について、介護報酬における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の届出を行っている。

②賃金改善の開始に係る報告 ※該当する方にチェックを入れること

- 令和4年2月分から、賃金改善を開始した。
- 令和4年3月分から、賃金改善を開始した（同年3月は同年2月の賃金改善分も支給）。

書類作成担当者名： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

※裏面に、補助金を取得する介護保険事業所番号、事業所名及びサービス名を記載すること。（記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。）